

第411回 五島海区漁業調整委員会

日 時： 令和7年3月14日（金）15時00分開始

場 所： 五島市役所3階3-A、3-B 会議室

長崎県五島市福江町1番1号

役割分担	進行内容など
事務局	定刻となりましたので、ただいまから、第411回五島海区漁業調整委員会を開催します。 それでは、開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	（挨拶）
事務局	ありがとうございました。
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、松尾委員、田端委員がご欠席されていますが、10名中8名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「吉村委員」と「高山委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「吉村委員」と「高山委員」をお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問） 第2号議案 長崎県漁業調整規則第10条及び第20条に基づく処分の基準の改正について（協議） 第3号議案 長崎県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基

	準の改正について(諮問) 第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) 第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) 第6号議案 長崎県資源管理方針別紙 1-1 第5及び同別紙 1-2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議) その他① 令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報告) その他② 令和7管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分(報告) となっております。
熊川会長	それでは、第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。 今般、本庁許可1件と局の専決許可6件の計7件について、県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 (諮問文朗読) (資料説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいま、第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
太田委員	磯焼けが進んでいると聞いているが、これら漁獲量の推移はどうなっていますか。
事務局	何の漁獲量についてでしょうか。
太田委員	潜水器漁業についてです。 稚魚や稚貝の放流をしなければ資源が維持できない状態なのか、それとも磯焼け等がそれほど進んでおらず漁獲量が維持できているのか分かれば教えて頂きたいと思って質問しました。

事務局	すみませんが、個別の許可漁業の漁獲量については今資料ががないため、この場での回答ができません。
熊川会長	潜水器漁業は毎年新規の許可申請が必要になるとのことですが、今回も去年と同じ方が申請される予定ということですか。
事務局	その通りです。
熊川会長	分かりました。 太田委員もよろしいですか。
太田委員	はい。
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第1号議案を終了します。
熊川会長	続いて、 第2号議案 長崎県漁業調整規則第10条及び第20条に基づく処分の基準の改正について（協議）を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料15ページ左側をご覧ください。 県知事から協議文が届いていますので、朗読させていただきます。 （協議文朗読） （資料説明）

	以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第2号議案 長崎県漁業調整規則第10条及び第20条に基づく処分の基準の改正について(協議)につきまして、原案どおり改正して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第2号議案 長崎県漁業調整規則第10条及び第20条に基づく処分の基準の改正について(協議)につきまして、原案どおり改正して差し支えない旨、回答することに決定します。 以上で、第2号議案を終了します。
熊川会長	続いて、 第3号議案 長崎県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の改正について(諮問)を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料21ページ左側をご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 (諮問文朗読) (資料説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)

熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第3号議案 長崎県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の改正について（諮問）につきまして、諮問原案どおり改正して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第3号議案 長崎県漁業調整規則第11条第5項及び7項に基づく許可の基準の改正について（諮問）につきまして、原案どおり改正して差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第3号議案を終了します。
熊川会長	続いて、 第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問） および 第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）は内容に関連性があるため一括して上程します。 なお、採決の際は個別に行うこととします。 事務局の説明を求めます。
事務局	最初に第4号議案から説明致します。 お手元の資料29ページ左側をご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 （諮問文朗読） （資料説明） 次に第5号議案について説明致します。 お手元の資料41ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 （諮問文朗読） （資料説明） 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいま、第4号議案および第5号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員	2kg 未満のくろまぐろについて令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組を行うと書いていますが、令和6管理年度の 2kg 未満の採捕量がどのくらいの割合なのか把握していますか。
事務局	五島漁協にもご協力頂きましたが、各漁協で区分しているサイズごとの水揚のデータはあると思われます。 しかし、漁協の中でも 2kg 未満で区分している漁協とそうでない漁協があり、現状確かな割合は把握できていません。
草野委員	実際には把握していないということですか。
事務局	詳細には把握できておりません。
草野委員	把握できていないなら、この書き方では無意味ではないでしょうか。 2kg 未満の魚が何 kg 揚がっているか把握していないのに、令和6年度の水準から水揚を増やさないと言っても意味がない。 だから私は以前から言っているように、委員会指示で 2kg 未満の採捕を禁止した方が良いのではないかと思います。 この書きぶりでは漁協も 2kg 未満の採捕を止めることはできません。 2kg 未満の採捕を増やさないようにと言っても、増えてないのか増えているのか全く把握できないので、無意味だと思います。 もう少し強い書き方で書いてくれると思っていたが全然。
吉村委員	説得力がね。
草野委員	そう。 日本は国際交渉の場で 2kg 未満の採捕をすることを他国から非難されています。 2kg 未満の採捕をやめれば、増枠の要望もしやすくなると思うのですが。 国の方針でも 2kg 未満の採捕をしない所には漁獲枠の増枠を考えるという話がありましたが、国はこれを見送り、県もそういったことを考えていましたが、今回は見送ったという経緯があります。 我々も今後、五島海区として 2kg 未満の採捕禁止の委員会指示を発出することができればと思います。 今回、国でも県でも 2kg 未満の採捕をしない所に配慮しようという話が出ていましたが、実際は国がしなかったなので、県もしませんでした。 現状では漁協も漁業者をなかなか指導できません。

熊川会長	確認なのですが、長崎県として令和7管理年度からは2kg未満の採捕を禁止すると決めた訳ではないのですか。
草野委員	令和6管理年度の水準から増加させないと書かれただけで、令和6管理年度の2kg未満の採捕量を把握していないので意味が無いということです。
熊川会長	ですから、草野委員の話も踏まえて、長崎県としては今後2kg未満の採捕を禁止すると決まった訳ではないのですか。
事務局	方針としては令和6管理年度の水準から増やさないようにするということです。
草野委員	つまり採捕の禁止までは決まっていないということです。 令和6管理年度の水準から増やさないようにするという書き方になっていますが、その水準を把握できていないのにどう指導するのかという話です。 2kg未満が全体の水揚げの何%というデータを取っているのならば良いですが、データもないのです。 海区会長会では、対馬海区と五島海区は2kg未満の採捕を禁止しようという話をしましたが、壱岐海区は2kg未満も採捕したいという話でした。
熊川会長	海区会長会では結論がでなかったのですね。
草野委員	2kg未満の採捕を禁止するという形での合意は出来ませんでした。 この書き方でいけば、2kg未満の採捕も可能となります。 漁業者に対して漁協として指導することもできません。
熊川会長	長崎県としてはどう考えていますか。
事務局	最終的には2kg未満の採捕をしない所に優先的に漁獲枠を増枠するなどの措置を講じる必要はあるかと思えますし、2kg未満の採捕は諸外国的には受け入れられない状況というのは草野委員のおっしゃる通りです。 しかし、草野委員の話にもあった壱岐海区のように、2kg未満を採捕して生計を立てている漁業者も一定数いるということもあり、はっきりと2kg未満の採捕を禁止するような書き方をすることは難しかったところもあります。 また本来であれば、五島海区全体で合意できるならば、五島海区だけでも2kg未満の採捕の禁止について、先んじて委員会指示等で発出することを検討したいところですが、本庁とも協議した中で、現時点では今回のこの書き方で統

	一するということになりました。 しかし、草野委員がおっしゃったように 2kg 未満の採捕量について、五島海区内でも、全ての漁協で把握できるような体制になっていないのも事実であり、実際に 2kg 未満の採捕をどう規制するのかというところはお指摘のとおりですので、そこについてはもう一度県としても考えなければいけないと思っております。
吉村委員	漁獲した際に 2kg 未満を判別することは不可能なのではないでしょうか。 また、もし 2kg 未満の採捕を禁止した場合、養殖業者にも影響が出るのではないのでしょうか。
事務局	2kg 未満の採捕の規制については養殖種苗を除くこととしています。
吉村委員	つまり、各漁協には 2kg 未満の水揚量の報告はあがってこないのですか。
事務局	報告は上がっていると思われませんが、それを 2kg 未満の数量、割合のデータとしてまとめていない所があるということです。
吉村委員	なるほど。
草野委員	本庁にも言いましたが、どうしても 2kg 未満を採捕したいなら、資源調査のために採捕する必要があると思うので、データ収集に協力できるところはそういった形で採捕し、全体的には採捕を禁止する形が良いのではという話はしたのですが、この書き方では漁業者に指導できません。 もう少し踏み込んだ書き方をしてくれると思っていたのですが。
吉村委員	海区毎に規制することはできるのですか。
草野委員	委員会指示等を活用すればできます。 五島海区だけ先に委員会指示を出しても良いのではということは本庁にも話をしています。
熊川会長	海区によって考え方が違うのですね。
吉村委員	壱岐、特に勝本町漁協などは沿岸くろまぐろ漁業の承認数も多いですからね。
事務局	参考としてですが、今回の資源管理方針の記載案は県全体のバランスを考えてこういった書き方になっていますが、対馬海区では管内の全漁協が集まってく

	ろまぐろの調整について協議する場があり、そこで対馬海区内での自主的な取り組みとして2kg未満の採捕禁止をしてみようという話をしていると伺っています。 いきなり委員会指示のような罰則等がある形ではなく、まずは自主的な取り組みとして全体の意識の醸成を図るところから段階的に進めていった方が良いという考えもあります。
草野委員	今日のところは議事録に残しておきたいということもあり発言しました。
熊川会長	よろしいですか。
草野委員	はい。
熊川会長	確認ですが、今回の資料は海区会長会でも出された資料なのですね。
事務局	はい、その通りです。
熊川会長	海区会長会ではこれで合意されているのですよね。
事務局	はい、合意されています。
熊川会長	分かりました。 草野委員からはこういったご意見を事務局の方に頂いたということで、今後について、例えば委員会指示を発出するか等はまた考えていくという事で良いのではないのでしょうか。
草野委員	はい。 書き方についてはこんな書き方では無く、五島だけでも委員会指示を出しましょうかという話は今後していきたいと思います。
熊川会長	それでは今後のことは今後検討させて頂くということでご理解頂きたいと思います。 他にご意見、ご質問等はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、最初に第4号議案について、採決に入ります。

熊川会長	第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）につきまして、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）につきまして、原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第4号議案を終了します。
熊川会長	続いて、第5号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第5号議案を終了します。
熊川会長	続いて、 第6号議案 長崎県資源管理方針別紙 1-1 第5及び同別紙 1-2 第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料51ページ左側をご覧ください。 県知事から協議文が届いていますので、朗読させていただきます。 （協議文朗読） （資料説明） 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいま、第6号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

吉村委員	採捕停止命令の規定についてはこういった内容の変更なのでしょうか。
草野委員	現状は95%で採捕停止命令が出る事になっていますが、95%で止めると漁獲枠の余りがどうしても出るため、もう少し緩和して欲しいということで、採捕停止命令を「出す」という書き方から採捕停止命令を「出すことができる」という書き方に少し緩和されています。
吉村委員	なるほど。 ところでオリンピック方式はまだ運用されているのですか。
草野委員	はい。 今年は2月と3月の2期に分けて行いましたが、3月は3日で終了してしまいました。
吉村委員	オリンピック方式は先獲り方式なので壱岐や対馬の方が得意ですからね。
熊川会長	他にご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第6号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第6号議案 長崎県資源管理方針別紙 1-1 第5及び同別紙 1-2 第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)につきまして、協議原案どおり策定して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、第6号議案 長崎県資源管理方針別紙 1-1 第5及び同別紙 1-2 第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について(協議)につきまして、原案どおり策定して差し支えない旨、回答することに決定します。 以上で、第6号議案を終了します。
熊川会長	続きまして、その他の件 ① 令和6管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分(報

	告)の事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいまその他の件①について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	続きまして、その他の件 ② 令和7管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分(報告)の事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいまその他の件②について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。 委員の方から、何かご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。
事務局	本日が、第22期長崎県五島海区漁業調整委員会委員の皆様で開催する最後の会議となりましたので、会長、事務局長より一言ご挨拶を頂きたいと思います。 それでは熊川会長、よろしくお願い致します。
熊川会長	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。

	それでは次に田島事務局長から挨拶をお願い致します。
事務局長	(挨拶)
熊川会長	以上をもちまして本委員会を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。